

1.【消費者基本計画】※(平成22年度～26年度)

毎年度、計画に盛り込まれた施策の実施状況を検証・評価し、必要な見直しを行い、閣議決定・公表。⇒翌年度の施策に反映。

※各府省庁等が実施する171の具体的施策を記載（消費者庁関係は78施策）

2.検証・評価

消費者庁関係

▶東日本大震災への対応

- ・震災に関連する悪質商法110番の開設(23. 3～7)
- ・地方自治体支援

相談窓口への専門家派遣、放射性物質検査機器貸与

▶食品と放射能への対応

「食品と放射能Q&A」の配布、公表
リスクコミュニケーションの推進

▶リコール情報一元化システムの構築、運用開始

▶消費者安全法一部改正法案提出

(事故調査機関設置及び財産事案に係る事業者への行政措置)

▶食品安全基本法に規定する「基本的事項」改定

▶特定商取引法一部改正法案提出 (貴金属等訪問購入)

▶消費者教育の方向取りまとめ (消費者教育推進会議取りまとめ)

▶決済代行登録者制度運用開始、消費者庁越境消費者センター開設

各省関係

▶【マンション投資悪質勧誘問題対策】〔消費者庁・国土交通省〕

- ・宅地建物取引業法施行規則改正

▶【民間賃貸住宅の契約適正化】〔国土交通省〕

- ・「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」、「賃貸住宅標準契約書」改訂

▶【有料老人ホームの入居契約適正化】〔厚生労働省〕

- ・老人福祉法改正～入居後一定期間に契約解除の場合の前払金返還義務付け等

▶【無登録業者による未公開株等の取引に関する対応】〔金融庁〕

- ・金融商品取引法等改正

▶【犯罪被害者のための施策の充実】〔金融庁・財務省〕

- ・預保納付金の具体的使途に関する主務省令の制定

▶【特定電子メールの送信の適正化】〔消費者庁・総務省〕

- ・特定電子メールの送信等に関するガイドライン改正

▶【子どもによるICTメディア利用の健全化】〔総務省〕

- ・ICTメディアリテラシー育成プログラムの開発・公開

▶【有料放送契約に関する制度整備】〔総務省〕

- ・有料放送の休廃止に関する周知義務、提供条件の説明義務等に関する主務省令の改正

3.計画の主な見直し

消費者庁関係

★【地方消費者行政支援のための財源の確保に向けた検討】

- ・「地方消費者行政活性化基金」終了後においても地方消費者行政における地方公共団体の積極的な取組を下支えする支援の在り方を検討するとともに、財源の確保に向けて検討を行う

★【国民生活センターの国への移行】

- ・国民生活センターの国への移行を踏まえた消費者行政の在り方に関して検討し、所要の措置を講じる

★【預託法の運用の見直し】

- ・平成24年度上半期を目途に、制度面・運用面の問題点を整理し、可能なものは政省令・通達などで速やかに対応する

★【消費生活相談員の法的位置付けの検討】

- ・平成24年夏を目途に今後の方向性について一定の結論を得た上、さらに具体化の検討を進める

各省関係

★【脱法ドラッグ(違法ドラッグを含む)対策の強化】〔関係省庁等〕

- ・取締り体制の強化、消費者への情報提供・啓発活動を実施する

★【エステ等の衛生管理の実態把握】〔厚生労働省〕

- ・施設における衛生管理の実態把握等を行う

★【自由診療に係るインフォームド・コンセントの推進】〔厚生労働省〕

- ・患者に説明し、同意を得ることが望ましい内容につき、周知を行う

★【まつ毛エクステンションによる被害への対応】〔厚生労働省〕

- ・消費者の安全を確保するための被害防止策について検討し措置を講じる

★【有料老人ホーム等に係る入居一時金の在り方の検討】〔厚生労働省〕

- ・償却についての透明性をさらに高めるための方策等について検討する

★【CO2排出権取引への投資に係る消費者被害への対応】〔消費者庁・金融庁・経済産業省・環境省〕

- ・相談の実態等を踏まえて効果的な対応策について検討を行う

★【公共料金への取組の強化】〔消費者庁・消費者委員会・各公共料金等所管省庁〕

- ・公共料金等の決定過程の透明性、消費者参画の機会及び料金の適正性を確保するための取組を行う

★【放射線測定器の計測の信頼性確保】〔経済産業省〕

- ・日本工業規格(JIS)に定める校正方法の周知を通じて計測の信頼性を確保する

★【消費者教育の推進】〔消費者庁・文部科学省・関係省庁等〕

- ・消費者教育推進会議の取りまとめ結果を踏まえた取組を推進する

★【医療機関のホームページの改善】〔厚生労働省〕

- ・平成24年度中に医療機関のホームページに関する指針の整備を行う

計画の主な見直し（施策番号順）

○地方消費者行政支援

【総論】第2-2(1)（7頁） 「集中育成・強化期間」後の地方消費者行政については、その目指す姿や国による支援の在り方について地方公共団体や消費者委員会等の意見を踏まえて「地方消費者行政の充実・強化のための指針」として取りまとめ、引き続き、その充実・強化に取り組みます。 <重点的な取組> ○「地方消費者行政の充実・強化のための指針」を取りまとめ、これに基づく施策を実施します。 ○「地方消費者行政活性化基金」終了後においても地方消費者行政における地方公共団体の積極的な取組を下支える支援の在り方を検討するとともに、財源の確保に向けて検討を行います。

○国民生活センターの国への移行

【総論】第2-2(4)（8頁） 国民生活センターについては、「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」（平成24年1月20日閣議決定）において、「消費者行政全体の機能を効率化・強化し、国民の安全・安心を確実に担保するため、必要な定員・予算を確保した上で、平成25年度を目途に本法人の機能を国に移管する」こととされました。 現在、「国民生活センターの国への移行を踏まえた消費者行政の体制の在り方に関する検討会」において、 （1）国民生活センターの機能を担う国における組織の具体的な在り方 （2）消費者庁、消費者委員会その他の消費者行政に係る体制の在り方について検討を進めており、その議論を踏まえ、必要な措置を講じます。

○脱法ドラッグ（違法ドラッグを含む）対策の強化

施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期
37-2	いわゆる脱法ドラッグ（違法ドラッグを含む）の取締り体制の強化等を推進するとともに、消費者への情報提供・啓発活動を実施します。	関係省庁等	引き続き実施します。

○エステ等の衛生管理の実態把握

施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期
39	① エステティック関係団体におけるエステティック衛生基準の周知・徹底、エステティック学会議の年に1回程度の継続的な実施、フェイシャルエステティックに関する調査研究等について助言を行い、これらの成果等について、広く周知を行います。 ② 施設における衛生管理の実態を把握し、必要に応じて、衛生管理を進めるためのマニュアルの整備等、施術者、店舗の参考となる情報提供に努めていきます。	厚生労働省	継続的に実施します。

○自由診療に係るインフォームド・コンセントの推進

施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期
39-2	美容医療、歯科インプラント等の自由診療について、施術の前に患者に丁寧に説明し、同意を得ることが望ましい内容等につき、周知を行います。	厚生労働省	引き続き実施します。

○まつ毛エクステンションによる被害への対応

施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期
39-3	まつ毛エクステンションに係る消費者被害防止策について検討し、措置を講じます。	厚生労働省	できる限り早期に結論を得ます。

○預託法の運用の見直し

施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期
41-3	特定商品等の預託等取引契約に関する法律及びその関連法令について、制度面・運用面の問題点の整理を行い、政省令・通達などで対応可能なものは速やかに対応します。	消費者庁	平成24年度上半期を目途に検討を行い、対応します。

○有料老人ホーム等に係る入居一時金の在り方の検討

施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期
58-2	有料老人ホーム等に係る入居一時金の実態を把握し、償却についての透明性を更に高めるための方策も含め、入居一時金の在り方について検討します。	厚生労働省	引き続き検討します。

○CO2 排出権取引への投資に係る消費者被害への対応

施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期
60-2	CO2 排出権取引への投資に係る諸問題について、相談の実態や類似の取引に対する規制の状況等を踏まえ、効果的な対応策について検討します。	消費者庁 金融庁 経済産業省 環境省	直ちに検討に着手します。

○公共料金への取組の強化

施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期
67-2	公共料金等の決定過程の透明性、消費者参画の機会及び料金の適正性の確保を保つ観点から、以下の施策について検討し、取り組みます。 ①所管省庁における公共料金等に係る情報公開の実施状況についてフォローアップ ②公共料金等の決定過程で開催される公聴会や審議会における消費者参画の実質的な確保 ③据え置きが続いている公共料金等を含め料金の妥当性を継続的に検証する具体的方法の検討と実施	消費者庁 消費者委員会 各公共料金等所管省庁	速やかに着手し、継続的に実施します。

○放射線測定器の計測の信頼性確保

施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期
86-2	放射線測定器について、日本工業規格（JIS）に定める校正方法の周知を通じてその計測の信頼性を確保します。	経済産業省	直ちに検討に着手します。

○消費者教育の推進

施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期
87	消費者庁のリーダーシップのもと、関係省庁、学識経験者、消費者団体、教育関係者等をメンバーとする「消費者教育推進会議」を開催し、これまでに蓄積された研究・実践の成果を生かして小学生から大学生、そして成人に至るまでの各ライフステージに応じた消費者教育を、様々な主体が連携して体系的に進める体制を確立します。推進会議において取りまとめた「消費者教育推進のための課題と方向」を踏まえ、消費者庁、文部科学省及び関係省庁による消費者教育の充実を図ります。また、消費者教育に関する法制の整備について検討を行います。	消費者庁 文部科学省 関係省庁等	一部実施済み。消費者教育推進会議の取りまとめ結果（平成24年4月6日）を踏まえ、継続的に実施します。

○消費生活相談員の法的位置付けの検討

施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期
122-2	消費生活相談員の資格の法的位置付けの明確化について検討を行い、相談員について全国的に一定の水準を確保し、消費生活相談業務の一層の質の向上と体制の整備を図ります。	消費者庁	平成24年夏を目途に、今後の方向性について一定の結論を得た上、更に検討を進めます。

○医療機関のホームページの改善

施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期
153-3	国民・患者に対する適切な情報提供の観点等から、医療機関のホームページに関する指針を整備し、医療機関の自主的な取組を促します。	厚生労働省	平成24年度中に指針を整備します。